

福井大学医学部附属病院医学研究支援センター要項

〔平成 27 年 4 月 23 日〕
病 院 長 裁 定

(趣旨)

第 1 この要項は、福井大学医学部附属病院規程（平成 16 年福大医病規程第 1 号）第 15 条の規定に基づき、福井大学医学部附属病院医学研究支援センター（以下「センター」という。）を設置し、当該センターの組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 センターは、福井大学におけるヒトを対象とする研究（以下「医学系研究」という。）並びに医薬品等の臨床研究、製造販売後調査及び製造販売後臨床試験（以下「治験」という。）の実施を適正かつ円滑に推進するために必要な業務及び支援を行い、倫理性、科学性及び信頼性を確保するとともに、新規医療技術の開発を支援することを目的とする。

(職務)

第 3 センターは、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 医学系研究の実施の支援に関すること。
- (2) 医学系研究に関する教育・研修に関すること。
- (3) 先進医療の開発・臨床応用に関すること。
- (4) 治験管理等に関すること。
- (5) その他、本学における医学系研究及び治験を円滑に実施するために必要な業務及びその支援に関すること。

(組織)

第 4 前条の目的及び職務を達成するため、次の組織を置く。

- (1) 研究・開発推進部
- (2) 治験管理部

(職員)

第 5 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 研究・開発推進部長及び治験管理部長
- (3) 専任教員
- (4) 臨床研究・治験コーディネーター
- (5) その他の職員

2 センター長は、医学部又は病院の教員をもって充て、病院長の命を受け、センターの

業務を総括管理し、センターの機能が十分発揮できるよう所属職員を指揮監督するとともに、関連する他部門との連絡調整に当たる。

- 3 研究・開発推進部長及び治験管理部長は、医学部又は病院の教員をもって充て、センター長の職務を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行するとともに、各部の業務を総括管理する。
- 4 専任教員は、部長の職務を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行するとともに、各部の業務を総括管理する。
- 5 第5第4号及び第5号の職員は、上司の命を受け、センターの業務に従事する。

(運営委員会)

第6 センターの運営に関する事項を審議するため、センターに、福井大学医学部附属病院医学研究支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(先進医療推進委員会)

第7 先進医療の公募，選定，実施及び実績の評価等を審議するために福井大学医学部附属病院先進医療推進委員会（以下「先進医療推進委員会」という。）を置く。

- 2 先進医療推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 福井大学医学部附属病院治験・先進医療センター内規（平成19年4月1日病院長裁定）は、廃止する。